お知らせ

令和4年度児童手当制度の改正について

問 町民生活課 福祉係 内線 2118

(1) 現況届の省略について

1、鬼北町では令和4年度から、毎月6月にご提出いただいていた現況届について、受給者の現況 を公簿等で確認できた場合、提出を省略できることとします。(現況届は毎年6月1日時点の状況 を確認し、6月分以降の児童手当等の支給要件を満たしているか確認するものです。)

※ただし現況を公簿等で確認できない方(以下参照)は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が鬼北町と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、鬼北町から提出の案内があった方
- 2、支給要件の確認のため、児童の監護状況等に変更があった方(以下参照)は、変更があった時 点で速やかに鬼北町に届け出てください。
- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む。)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤転職等で受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む。)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑧その他、児童の監護状況等に変更があったとき

(2) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②所得上限限度額以上の場合、 児童手当等は支給されません。【特例給付が支給がされない方が発生します。】

- ※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必 要となりますのでご注意ください。
- ※児童を養育している方の所得が、下記表の①所得制限限度額未満の場合、児童手当を、所得が①以 上②所得上限限度額未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円) を支給します。

単位:万円

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額	収入額の 目安	所得額	収入額の 目安
0人 (前年末に児童が生まれて いない場合等)	622	833.3	858	1071
1 人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合等	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

- ●扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶 者及び扶養親族(里親などに委託されている児 童や施設に入所している児童を除きます。以下、 「扶養親族等」といいます。) 並びに扶養親族等 でない児童で前年の12月31日において生計を 維持したものの数をいいます。扶養親族等の数 に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人に つき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者 (70歳以上の者に限ります。) 又は老人扶養親 族であるときは44万円)を加算した額となり
- ●「収入額の目安」は、給与収入のみで計算して います。あくまで目安であり、実際は給与所得 控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の 所得額で所得制限を確認します。

